

令和8年2月に海事局が発表した省令改正案は、令和4年に発生した知床遊覧船事故を受け、遊漁船の安全対策を強化することを目的としています。以下が主な改正内容です：

1. **簡易型船舶自動識別装置の義務化**

遊漁船に簡易型船舶自動識別装置の備付けを義務化。

ただし、現存船については一定の猶予期間を設ける。

2. **浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の義務化**

近海以上の航行区域を有する遊漁船に適用。現存船には猶予期間を設定。

3. **救命いかだ等の規定適用**

遊漁船に救命いかだ等の備付けを義務化。現存船には猶予期間を設ける。

4. **水密甲板及び水密隔壁の規定適用**

沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用。特定条件下で猶予を認める。

5. **機関室口囲壁等の閉鎖装置の保護規定適用**

沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶である遊漁船に適用。特定条件下で適用除外。

6. **救命いかだ等の備え付け義務化**

沿海区域を航行する遊漁船に適用。現存船には猶予期間を設定。

7. **その他の改正**

必要な規定の整備を実施。

スケジュール

- 公布: 令和8年4月1日
- 施行: 令和8年10月1日